

酒税法及び酒類行政関係法令等 解釈通達

(令和2年4月24日最終改正)

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

目次

第1編 総則	2
用語の意義	2
第2編 酒税法関係	4
第1条 課税物件	4
第2条 酒類の定義及び種類	4
第3条 その他の用語の定義	7
第6条 納税義務者	32
第6条の2 保税地域に該当する製造場	32
第6条の3 移出又は引取り等とみなす場合	32
第6条の4 収去酒類等の非課税	35
第7条 酒類の製造免許	35
第8条 酒母等の製造免許	45
第9条 酒類の販売業免許	46
第10条 製造免許等の要件	70
第11条 製造免許等の条件	89
第12条 酒類の製造免許の取消し及び	
第13条 酒母等の製造免許の取消	97
第14条 酒類の販売業免許の取消し	99
第16条 製造場又は販売場の移転の許可	100
第17条 製造又は販売業の廃止	101
第18条 販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転の 申告義務	101
第19条 製造業又は販売業の相続等	101
第20条 必要な行為の継続等	104

第21条	製造免許等の通知	105
第22条	課税標準	105
第23条	税率	108
第28条	未納税移出	112
第28条の2	未納税移出に関する特例	126
第28条の3	未納税引取	128
第29条	輸出免税	130
第30条	戻入りの場合の酒税額の控除等	131
第30条の2	移出に係る酒類についての課税標準 及び税額の申告	139
第30条の3	引取りに係る酒類についての課税標準 及び税額の申告等	145
第30条の4	移出に係る酒類についての期限内申告による納付等	145
第30条の5	引取りに係る酒類についての酒税の納付等	145
第30条の6	納期限の延長	146
第31条	担保の提供及び酒類の保存	151
第34条	保存酒類の変換及び処分等	161
第35条	保存酒類の処分禁止	161
第36条	酒類の差押え	161
第43条	みなし製造	162
第44条	原料用酒類及び酒母等の処分禁止	166
第45条	密造酒類の所持等の禁止	170
第46条	記帳義務	171
第47条	申告義務	180
第48条	申告義務等の承継	200
第50条	承認を受ける義務	200
第50条の2	届出義務	210
第53条	納税地	211
附則（平成9年法律第21号関係）		212
附則（平成15年法律第8号関係）		218

附則（平成18年法律第10号関係、平成18年政令第130号関係）	226
附則（平成29年法律第4号関係）	236

第3編 租税特別措置法関係	238	
第87条	清酒等に係る酒税の税率の特例	238
第87条の2	低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の 税率の特例	241
第87条の3	入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の 税率の特例	242
第87条の4	ビールに係る酒税の税率の特例	244
第87条の5	外航船等に積み込む酒類の免税	246
第87条の6	輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する 酒類に係る酒税の免税	250
第87条の8	みなし製造の規定の適用除外の特例	259
第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係	261	
第80条	内国消費税等に関する特例	261
第81条	差額課税	262
第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係	266	
第1条	趣旨	266
第2条	定義	266
第3条	課税物品の確定の時期	267
第5条	保税地域からの引取り等とみなす場合	267
第6条	引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例	267
第7条	郵便物の内国消費税の納付等	268
第10条	保税工場外等における保税作業	268
第11条	保税運送等の場合の免税	269
第17条	違約品の再輸出又は廃棄等の場合の還付	270
第18条	引取りに係る内国消費税の延滞税の免除	270

第22条 当該職員の権限	270	第3条 酒類業組合	291
第23条～第25条 罰則	270	第4条 法人格及び住所	291
第6編 登録免許税関係	271	第5条 原則	291
第2条 課税の範囲	271	第6条 名称	292
第5条 非課税登記等	271	第7条 組合の地区	292
第24条 免許等の場合の納付の特例	271	第8条 地区の重複禁止	293
第7編 災害被災者に対する租税の減免、徴取猶予等に 関する法律関係	274	第9条 組合員の資格	293
第1条 目的	274	第10条 加入の自由	295
第7条 控除	274	第11条 加入の時期	295
第8条	280	第12条 任意脱退	295
第7編の2 構造改革特別区域法関係	281	第13条 法定脱退	296
第25条及び第26条	281	第14条 組合の構成要件	297
第25条 酒税法の特例	282	第15条 発起人	300
第26条	282	第16条 定款	301
第27条	283	第17条 組合員の募集	303
第7編の3 総合特別区域法関係	287	第18条 創立総会	304
第14条の2及び第37条の2	287	第19条 設立の認可	304
第7編の4 国家戦略特別区域法関係	288	第20条 理事への事務引継	304
第10条関係	288	第21条 成立の時期	305
第8編 酒類行政法令関係	290	第22条 創立総会等についての会社法等の準用	305
第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係	290	第23条 役員	305
第1条 目的	290	第23条の2 組合と役員との関係	305
第2条 定義	290	第23条の3 役員を選任	306
		第24条 役員任期	306
		第24条の2 役員に欠員を生じた場合の措置	306
		第24条の3 役員解任	306
		第24条の4 忠実義務	307
		第25条 理事会	307
		第26条 理事会の議決	307
		第26条の2 組合を代表する理事	308

第27条	組合代表の特例	308	第53条	解散の事由	321
第28条	定款その他の書類の備付け等	309	第54条	合併	322
第29条	組合員名簿	309	第54条の2	債権者の異議	324
第30条	理事の責任	310	第55条・第56条	(合併についての手続等)	324
第31条	監事の職務及び権限	310	第56条の2	合併の時期	324
第32条	役員の新職禁止	310	第57条	合併の無効の訴え等についての会社法の準用	324
第33条	役員についての会社法等の準用	310	第58条	清算等についての会社法の準用	324
第34条	総会の招集	310	第58条の2	裁判所の選任する清算人の報酬	325
第35条	議決権	311	第58条の3	即時抗告	325
第36条	総会の議事	312	第59条	登記	325
第37条	総会の議決事項	313	第59条の2	登記の期間	325
第38条	特別の議決	313	第60条	設立の登記	325
第38条の2	延期又は続行の議決	313	第61条	変更の登記	326
第38条の3	議事録	314	第62条	他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記	326
第39条	総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は 取消しの訴えについての会社法の準用	314	第63条	職務執行停止の仮処分等の登記	326
第39条の2	総代会	314	第64条	解散の登記	326
第40条	事業報告書の提出及び備付等	315	第65条	合併の登記	326
第41条	会計帳簿等の閲覧等	315	第66条	清算終了の登記	326
第42条	事業	315	第67条	従たる事務所の新設の登記	326
第43条	協定の設定及び変更	318	第68条	他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記	326
第44条	協定の実施の予告	319	第69条	従たる事務所における変更の登記等	326
第45条	協定の変更命令等	319	第70条	登記簿	326
第46条	協定の廃止	319	第71条	設立の登記の申請	326
第47条	協定の設定等の公告	320	第72条	変更の登記の申請	327
第48条	過怠金	320	第73条	一時役員の新職を行うべき者の登記の手続	327
第49条	検査員	320	第74条	解散の登記の申請	327
第50条	離職従業員の優先雇用	321	第75条	合併による変更の登記の申請	327
第51条	経費の賦課	321	第76条	合併による設立の登記の申請	327
第52条	使用料及び手数料	321	第77条	清算終了の登記の申請	327
			第78条	商業登記法の準用	328

第79条	連合会	328
第80条	中央会	330
第81条	連合会及び中央会の会員の議決権	330
第82条	連合会及び中央会の事業	330
第83条	準用	331
第83条の2	評議員会	331
第84条	酒税保全のための勧告又は命令	331
第85条	国税審議会への諮問	335
第86条	基準販売価格	335
第86条の2	基準販売価格に係る告示	335
第86条の3	公正な取引の基準	335
第86条の4	公正な取引の基準に関する命令	335
第86条の5	酒類の品目等の表示義務	335
第86条の6	酒類の表示の基準	346
第86条の7	酒類の表示に関する命令	378
第86条の8	国税審議会への諮問	378
第86条の9	酒類販売管理者	378
第87条	届出	382
第87条の2	決算関係書類等の提出	382
第88条	役員解任命令	382
第89条	業務等の改善命令	382
第90条	解散命令	382
第91条	質問検査権	382
第92条	交付金の交付	383
第93条	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外	383
第94条	公正取引委員会との関係	383
第95条	実施規定	383
第96条～第101条	罰則	383

第2章	資源の有効な利用の促進に関する法律関係	385
第3章	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係	388
卷末付録		393
○	酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて (法令解釈通達)【平成29年3月31日課酒1-6】	395
○	酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて (法令解釈通達)【平成27年10月30日課酒1-76・課鑑93】	403
○	「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて (法令解釈通達)【平成9年4月23日課鑑16ほか2課共同】	429

課酒 1 - 36
課鑑16
官会 1 - 37
課資 3 - 4
徴管 1 - 16
平成11年 6月25日

国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿
税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

国税庁長官

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）

酒税法（昭和28年法律第6号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）、登録免許税法（昭和42年法律第35号）、災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の法令解釈通達を別冊のとおり定めたから、平成11年7月1日からこれによらるたい。

なお、この通達の具体的な適用に当たっては、通達文章の部分的な字句について形式的な解釈を行うことのないよう留意し、法令の規定の趣旨・制度の背景だけでなく、判例・条理・社会通念を考慮して、適切な事務処理を行うこととされたい。

（理由） 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第20条《財務省の編成方針》第5号の規定に沿って、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の整備を行う必要があるため。

第1編 総則

用語の意義

この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。

なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。

用語	意義
法	酒税法(昭和28年法律第6号)をいう。
令	酒税法施行令(昭和37年政令第97号)をいう。
規則	酒税法施行規則(昭和37年大蔵省令第26号)をいう。
措置法	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。
措置令	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)をいう。
措置規則	租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)をいう。
組合法	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)をいう。
組合令	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令(昭和28年政令第28号)をいう。
組合規則	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則

	(昭和28年大蔵省令第11号)をいう。
通則法	国税通則法(昭和37年法律第66号)をいう。
通則令	国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)をいう。
沖特法	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)をいう。
沖特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)をいう。
沖特規則	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令(昭和47年大蔵省令第42号)をいう。
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)をいう。
輸徴令	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和30年政令第100号)をいう。
登免法	登録免許税法(昭和42年法律第35号)をいう。
登免令	登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号)をいう。
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)をいう。
災免令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する

	る法律の施行に関する政令(昭和22年政令第268号)をいう。
構造特区法	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)をいう。
構造特区規則	財務省関係構造改革特別区域法施行規則(平成20年財務省令第36号)をいう。
総合特区法	総合特別区域法(平成23年法律第81号)をいう。
徴収法	国税徴収法(昭和34年法律第147号)をいう。
国家戦略特区法	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)をいう。
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)をいう。
発酵	アルコール発酵をいう。
酒類等	酒類又は酒母若しくはもろみをいう。
酒母等	酒母又はもろみをいう。
製造者	酒類の製造免許を受けている者をいう。
酒類販売業者	酒類の販売免許を受けている者をいう。
製造場	酒類の製造免許を受けている場所をいう。
販売場	酒類販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。

組合	酒造組合又は酒販組合をいう。
連合会	酒造組合連合会又は酒販組合連合会をいう。
中央会	酒造組合中央会又は酒販組合中央会をいう。
組合等	組合、連合会及び中央会をいう。
合体組合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の品目を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。
所轄官庁	財務大臣(組合規則第20条の規定により財務大臣の権限を委任された事項に関するものについては、その委任を受けた者)をいう。
国税局	国税局及び沖縄国税事務所をいう。
国税局長	国税局長及び沖縄国税事務所長をいう。

第2編 酒税法関係

第1条 課税物件

第2条 酒類の定義及び種類

第1項関係

1 「アルコール分1度以上の飲料」の範囲

「アルコール分1度以上の飲料」には、アルコール分1度以上のものでそのまま飲用に供し得るものほか、水その他の物品を混和してそのアルコール分を薄めて飲料とすることができるもの（飲用に供し得る程度まで水その他の物品を混和したときのアルコール分が1度未満となるものを除く。）又は水その他の物品と併せて飲用に供することができるものを含むものとする。ただし、アルコール事業法（平成12年法律第36号。以下同じ。）第2条《定義》第4項に規定する特定アルコールを精製し又はアルコール分を90度未満に薄めたもので、明らかに飲料以外の用途に供されると認められるもの（当該物品を飲用に供することとしたものを除く。）については飲料に該当しないことに取り扱う。

2 アルコール含有医薬品の取扱い
アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定によって厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。

- (1) 日本標準商品分類（総務庁編。平成2年6月改定のもの。以下同じ。）の「医薬品及び関連製品」に分類の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）、ビタミン剤、滋養強壮薬その他の代謝性医薬品」に該当しないもの
- (2) (1)の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）、ビタミン剤、滋養強壮薬その他の代謝性医薬品」のうち、次の状態で市販することを目的として製造するもの。ただし、2種類以上の容量の容器（通常市販品に使用される容器をいう。）に収容した同一の成分規格及び品名のアルコール含有医薬品を製造場から移出する場合又は保税地域

から引き取る場合で、その一部はイ又はロに該当するものであるが、他の一部にイ及びロに該当しないものがあるときは、当該アルコール含有医薬品の全部がイ及びロに該当しないものとする。

- イ 1 容器の容量が20ミリリットル以下のもの
- ロ 1 容器の容量が20ミリリットルを超え100ミリリットル以下のもので、かつ、アルコール分が3度以下のもの

- (3) (1)の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）、ビタミン剤、滋養強壮薬その他の代謝性医薬品」のうち、その使用目的が医療のためだけに限定されており、用法用量を誤ると有害な副作用を伴うもの又は客観的に嗜好飲料として飲用されるおそれがないもので国税庁長官が酒類として取り扱うことが適当でないと認めたもの

3 不純物含有アルコールの取扱い
蒸留機によってアルコール含有物を蒸留する際に分離された不純物含有アルコールは、アルコール分1度以上であっても飲用できないものは酒類に該当しないものとして取り扱う。

- (注)1 「不純物含有アルコール」とは、アルコール含有物を蒸留する際に分離されるエチルアルコールの沸点より低い沸点のアルデヒド、メチルアルコール及びダイアセチル並びにエチルアルコールの沸点より高い沸点のフーゼル油等の不純物を多量に含んでいるアルコールをいう。
- 2 合成アルコールは、不純物含有アルコールには該当しないが、酒類には使用しないこととする。

4 アルコール含有菓子類等の取扱い

アルコール含有菓子類等（アルコールを含有する菓子類及びアイスクリーム類並びにその他の食品をいう。）であっても、融解又は溶解により飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。

- ただし、次に掲げる事項の全てを満たすものについては、強いて酒類には該当しないものとして取り扱う。
- (1) 一般に飲用に供されるものではないと認知されているもの
 - (2) 実態として、通常飲料として供されるものとは認められないもの
 - (3) 製品の形状を維持することを目

的とした製造行為が行われるもの又は食品添加物等が使用されるもので、氷菓以外のもの

(注) 菓子類とは、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第1（第2条関係）10に規定する菓子類をいい、例えば、洋生菓子、チョコレート類、冷菓（氷菓を含む。）等をいう。

2 アイスクリーム類とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき制定された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第20項に規定するアイスクリーム類をいう。

5 「アルコール」の定義

「アルコール」とは、法の適用を受けるものとアルコール事業法の適用を受けるもの（以下「工業用アルコール」という。）とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、法第3条第9号イからニまでに該当しないものであって、次に掲げるものをい

う。

- (1) アルコール分が45度を超えるもの
- (2) スピリッツのうち、その蒸留方法が連続式蒸留機によるものでアルコール分が36度以上45度以下のもの（法第3条《その他の用語の定義》第15号及び第16号並びに法第8条《酒母等の製造免許》の規定には適用しない。）

6 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い

法第2条第1項括弧書の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。

- (1) 製造者がその製造場において酒類の原料用として製造したアルコール分90度以上のアルコール（この5において「酒類原料用アルコール」という。）で、当該製造場又は他の製造場で酒類原料用に使用されるものは、アルコール事業法第42条《適用除外》の規定により、法の適用を受けることになる。
- (注) 「他の製造場」とは、本邦における他の製造場をいう。従って、酒類の原料として使用されることが明らかな場合であって

も、外国の酒類製造場に移出されるアルコール分90度以上のアルコールについては、アルコール事業法の適用を受けることになる。

- (2) 酒類原料用アルコールが酒類原料以外の用途に使用されたときには、法の適用がなく、アルコール事業法の適用を受けることになる。

7 「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」の意義

「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」とは、アルコールを含有する粉末状のもので、飲用することができる程度まで水等（酒類を除く。）で溶解したときのアルコール分が1度以上となるものをいう。

(注) 製造者が「粉末状のもの」の容器、包装、説明書等で消費者に入手されるものに飲用するために必要な水等の量を明示している場合には、それに基づいて溶解した後のものについて、アルコール分が1度以上となるかどうかを判定してもよい。この場合、溶解した後のものについて、アルコール分が1度以上とならないものであって

も、エキス分のアルコール分に対する比が7程度以下のものは、飲用できる程度まで水等で溶解したときのアルコール分が1度以上となることが多いことに留意する。

第3条 その他の用語の定義

(共通事項)

1 米、麦等の酒類原料の取扱い

法、令及び規則に「米」、「麦」等の酒類の原料として規定しているものは、社会通念上当該物品として取り扱われているものであれば、その細別、名称、形状等の区分は問わない。

(注) 例えば、「水あめ」には、粉末水あめ（水あめの成分から水が除かれて白色の粉末状のもの）を含み、「ぶどう糖」には、粉末、結晶又は液状のものを含む。

2 原料を加工した際分離されたもの等の取扱い

米ぬか、ふすま、果実の搾りかす等のように原料の加工の際に分離されたもの及び人造米等のようにでん粉、穀類等を加工したものであっても当該加工により当該物品に本質的な変化を来していないものは、加工前の物品の名称のものとして取り扱